



かかりつけ薬剤師制度



貴方にかかりつけ薬剤師はいますか。

「かかりつけ医はいるけど、かかりつけ薬剤師は誰だろう…?」「かかりつけ薬剤師って必要なの?」と思う方もいらっしゃると思います。今回は、かかりつけ薬剤師のメリットや活用方法について紹介します。ぜひ、あなたのかかりつけ薬剤師を見つけてください。



かかりつけ薬剤師制度とは

かかりつけ医と同じように、一人一人を担当する薬剤師を「かかりつけ薬剤師」と言います。かかりつけ薬剤師の中でも、以下の条件を満たす薬剤師は国から「かかりつけ薬剤師」であることを認められます。

- 薬剤師として薬局での勤務経験が3年以上
- その薬局に週32時間以上勤め、かつ1年以上在籍している
- 医療に関する地域活動に参画している
- 認定薬剤師*1を取得している

*1 一定以上の専門的な薬物療法の知識や情報を有していることを示す認定制度

これらの条件は、健康や介護に関することなどに豊富な知識と経験を持ち、通常のかかりつけ薬剤師よりもニーズに沿った相談ができることを保証するためです。処方せんに基づく指導を受け付けた際に、1回あたり0円～100円の負担が増えます*2が、次項のメリットがあります。

*2 かかりつけ薬剤師からの指導に費用負担発生するかは、薬剤師によって異なります。詳しくは、薬局にてご相談ください。

かかりつけ薬剤師をもつメリット

■ 使用しているお薬の管理

複数の医療機関でもらったお薬、市販薬、サプリメントをまとめて管理します。薬の重複や飲み合わせがないかチェックし、患者さんがお薬を安心・安全に使用できるようにサポートします。

■ 開局時間外対応や、在宅への対応

休日や夜間等の開局時間外でも、電話でお薬についての相談に応じます。ご要望があれば、ご自宅へ伺っての対応・お薬の整理なども行います。

■ 地域医療機関との連携

患者さんの健康状態を見守り、薬だけでなく、健康に関する相談に広く応じます。必要に応じて処方医への情報提供や、地域の医療機関への紹介も行います。



かかりつけ薬剤師をもつには

まず、あなたにあった薬剤師を探してみましょう。薬局を訪れた際には、いろいろな薬剤師と話をしてみてください。その中で、「もっと話を聞いてみたい」「自分の健康管理を任せてみたい」と思う薬剤師がいれば、ぜひ薬局スタッフに伝えてください。

薬剤師が決まれば、かかりつけ制度についての5分程度の説明を受け、同意書に署名をすれば、手続きは完了です。以後はかかりつけ薬剤師のサービスを受けることができます。

【参考サイト】

かかりつけ薬剤師・薬局とは? | かかりつけ薬剤師・健康サポート薬局PRサイト
<https://www.nichiyaku.or.jp/kakaritsuke/about.html>